

【重要】児童扶養手当の支払のお知らせ

=====

5月9日の児童扶養手当の支払について

=====

令和7年4月分から物価の変動に伴い、児童扶養手当額が以下の通り改定されました。

3・4月分を5月9日に支給しますので、通帳の記帳等により振込をご確認ください。

児童1人の場合：46,690円～11,010円 (+1,190円～+270円)

2人以上の場合：児童1人の月額に11,030円～5,520円ずつ加算 (+280円～+140円)

また、令和7年度の児童扶養手当の支払スケジュールは以下のとおりです。

令和7年5月9日（金）

令和7年7月11日（金）

令和7年9月11日（木）

令和7年11月11日（火）

令和8年1月9日（金）

令和8年3月11日（水）

※原則奇数月の11日となり、休日等の場合はその前日となります。

市ホームページでも支払予定日をご確認いただけます。

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000030498.html>

【問合せ先】

各区役所児童家庭課

電話番号等は市ホームページをご確認ください。

【市ホームページ】（最下部に電話番号の記載があります。）

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000030498.html>

=====

【発行】

川崎市こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 家庭支援担当